

資料4-1

保育所利用定員の変更及び保育政策について

保育幼稚園課

(1) 認可保育所の利用定員の変更について

利用定員については、質の高い教育・保育が提供されるよう、施設の意向を十分に考慮しつつ、最近における実利用人員の実績や今後の見込みから随時変更を行っています。

利用定員によって、施設への給付費（委託費）の単価水準が決まることから、私立施設については、施設の経営に多大な影響を及ぼすため、必要に応じ利用定員を見直す必要があります。

令和8年度における利用定員の変更について、次のとおり行いました。

①変更施設・内容

施設	主体	施設名称	変更前	変更後	比較	備考
保育所	公立	壬生野保育園	70	67	△3	
		島ヶ原保育所	60	50	△10	
		あやま保育所	140	133	△7	
		さくら保育園	190	180	△10	
	私立	三田保育園	30	25	△5	
		中瀬城東保育園	110	115	+5	
		友生保育園	30	廃園	△30	ゆめが丘保育園と統合
		花之木保育園	40	35	△5	
		みどり保育園	140	130	△10	
		ゆめが丘保育園	150	155	+5	
	小計			960	890	△70

②変更日

令和8年4月1日

◎添付資料

【資料4-2】 保育所の利用定員の変更について

【資料4-3】 計画数値（確保方策）との比較

(2) 地域型保育事業の開始について

伊賀市においても低年齢児保育のニーズは増加傾向にあり、私的待機児童を含む待機児童については、特に上野地区中心市街地及びその北東エリアに集中し継続的に発生しています。

そこで、保育士を配置し、0～2歳児を対象とした地域型保育事業を実施する施設を待機児童が多く存在する地域で開設できるよう、運営する民間事業者を公募し、必要利用数を確保することとします。

①新規確保策の内容（予定）

対象年齢	利用定員の見込み
0歳	12人
1歳	15人
2歳	9人

②新規事業種別（予定）

小規模保育事業 A 1か所 事業所内保育事業 1か所

③確保設定日

令和8年4月1日

◎添付資料

【資料4-3】計画数値（確保方策）との比較

【資料4-4】地域型保育事業の概要

【資料4-5】伊賀市の待機児童の現状

(3) こども誰でも通園制度の開始について

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労状況を問わず、全てのこどもの良質な成育環境を確保するために創設され、令和8年度からは全国すべての市町村での実施が義務付けられました。

本制度は、保育所等を利用していない0歳6カ月から3歳未満を対象に、月10時間を上限とした柔軟な利用を可能にすることで、家庭の育児負担を軽減します。

伊賀市においては、昨年度策定した「伊賀市こども計画」に基づき、3歳未満児の人口と保育所利用数から令和8年度の必要定員を7名と算出し、公立保育所の場所を選定した結果、壬生野保育園で実施することとしました。

今後は利用状況の分析を進めるとともに、ニーズに応じた拡充等について検討します。

年齢	面積基準	配置基準	受入予定数 (人/時間)	こども計画 確保数	必要面積	必要職員数
0歳	3.3㎡	1:3	3人	2人	9.9㎡	1人
1歳	3.3㎡	1:6	3人	3人	9.9㎡	0.5人
2歳	1.98㎡	1:6	3人	2人	5.94㎡	0.5人
合計			9人	7人	25.74㎡ <51㎡	2人